

組合主催・共催の
行事・レクリエーション・国内旅行に

手頃な掛金、様々な補償！

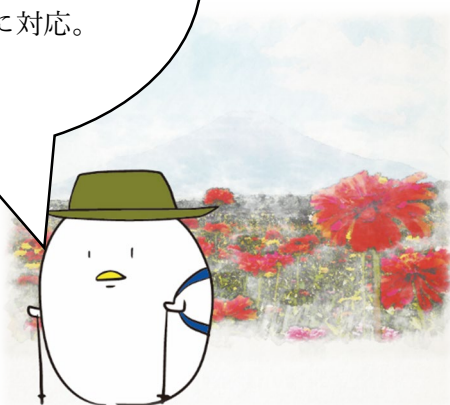
組合行事に安心を

行事・旅行 保険

普通傷害保険 国内旅行傷害保険

特殊な団体傷害保険（行事参加者の傷害危険担保特約）

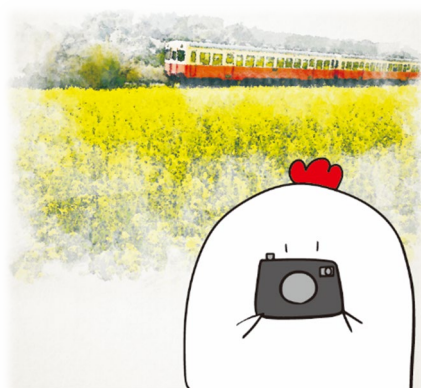
組合の
日帰り行事
宿泊を伴う行事に対応。



組合の
日帰り行事（A 行事）の場合
1 名あたり掛金 60 円で
ケガ通院
1 日 2,500 円をお支払い。
ケガ入院
1 日 5,000 円をお支払い。



国公共済会
公式キャラクター
「コッコくん」



こんな時 お役に立ちます

組合員とその家族の方が、
組合が主催する行事に参加して事故にあった時

- 学習会、職場懇親会、会議…
- スキー、野球大会、お花見…

■ 日帰り行事

- 加入申込：必ず組合（本部・支部・分会）で申し込みます。
- 加入できる行事と加入対象の範囲
 - ・ 組合が主催する行事→組合員とその家族、そのほか組合が認めた人
 - ・ 組合が共催する行事→組合員とその家族、そのほか組合が認めた人
 - ・ 組合に関係する各種団体主催の行事→組合員とその家族※業務として参加する専従等を除きます
- 補償の範囲
特殊な団体傷害保険（行事参加者）では、行事参加のため住居を出てから、行事参加後に住居に帰るまで（通常の往復経路）の事故によるケガが対象

■ 国内旅行（宿泊をとまなう行事）

- 加入申込：必ず組合（本部・支部・分会）で申し込みます。
- 加入できる行事と加入対象の範囲
 - ・ 組合が主催する国内旅行→組合員とその家族
 - ・ 組合が共催する国内旅行→組合員とその家族
 - ・ 組合に関係する各種団体主催の国内旅行→組合員とその家族
- 補償の範囲
国内旅行傷害保険では、旅行の目的をもって住居を出てから、住居に帰るまで（通常の往復経路）の旅行行程中の事故によるケガ・賠償が対象

組合と関係ない個人的な行事や旅行は、対象外です。

※申込みに際しては、P.4.P.5 の記載内容を確認し、その内容に同意したうえで、ご加入ください。

■申込み方法

- ①「行事・旅行保険加入申込書」に必要事項を記入のうえ、掛金をお振り込みください。
- ②お振り込みが終わりましたら、「行事・旅行保険加入申込書」と「参加者名簿」を「国公共済会」へFAXまたはメールをし、電話で届いたかどうかの確認をしてください。

■申込みの効力

■行事日程の前日までに掛金が振り込まれた場合は、行事日程の午前0時より効力発生となります。

■記入方法

- ①組合名（支部分会名まで記入）、住所、代表者名、行事名をご記入ください。
- ②「行事日程（保険期間）」は次のとおりご記入ください。保険期間は出発日当日から帰宅日までです。
 <例>日帰行事の場合：2025年9月1日に実施する
 《2025年9月1日～2025年9月1日（1日間）》とご記入ください。
 <例>日帰行事が複数日に開催される場合
 《2025年9月1日～2025年9月4日（4日間）》と記入し計画予定表を添付してください。
 ※開催日ごとの人数が必要です。
 <例>国内旅行の場合：2025年9月1日～2025年9月2日（1泊2日）に実施する
 《2025年9月1日～2025年9月2日（2日間）》とご記入ください。
- ③「加入コース」は「保険金のお支払い内容と掛金表P.3」から選びご記入ください。
 行事区分は「日帰行事区分・種目表」でご確認ください。
 <例>2025年9月1日ソフトボール大会を実施する場合：《A》と記入。
 <例>2025年9月1日～2025年9月2日（1泊2日）国内旅行を実施する場合：《D》と記入。
- ④参加者数は合計人数を記入。
- ⑤日帰り行事の場合は「日帰行事種目」、国内旅行の場合は「国内旅行先」をご記入ください。
- ⑥振込先□に☑を入れ、送金（予定）日を必ずご記入ください。

行事・旅行 保険加入申込書				
国公共済会 御中 FAX：03-3580-2885 メール：info@k-kyosei.jp				
申込日 年 月 日		担当者 電話/メール		
太枠内に記入してください。 下記のとおり組合行事・国内旅行の加入を申し込みます。				
①	組合名（支部分会）	代表者名		
	住所	〒		
	行事名			
②	行事日程	日数	加入コース	参加者数
	年 月 日～ 年 月 日			名
	年 月 日～ 年 月 日			名
	合 計			名
⑤	日帰行事種目または国内旅行先			
⑥	掛金の振込先 ※振込先を①～③から1つ選択し、☑してください。			
	☐ 中央労働金庫 新橋支店（金融機関コード2963 支店コード289） ☐ 口座名義 日本国家公務員労働組合連合会共済会 運営委員長 浅野龍一 ☐ ①全法務、全税関、全医労、全経済、国交労組（気象支部、建設支部）、全通保、全司法 普通預金 8046501 ☐ ②①以外の単組 普通預金 1329556 ☐ ゆうちょ銀行 ☐ ③すべての単位共済会共通 記号番号 00140-6-751260 ゆうちょ銀行以外からの振込 ○一九支店 当座預金 0751260 国公共済会			
	送金（予定）日（※必ずご記入ください。）		入金確認 受付日	
	※ 年 月 日			

※宿泊を伴う行事で一部に日帰りの人がいる場合でも全員一括して国内旅行でお申し込みください。

●保険金のお支払い内容と掛金表〔日帰り行事・国内旅行〕

日帰り行事 ・普通傷害保険 特殊な団体傷害保険（行事参加者の傷害危険担保特約〈往復途上傷害危険担保特約セット〉）

■加入コースの選び方のご注意

加入申込者
組合

- 下記 a に該当する場合および加入申込者（契約者）と加入者（被保険者）が異なり、かつ、下記 b に該当する場合、死亡・後遺障害保険金については、他にご契約されている同種の保険契約（損保・生保）や共済契約と合算して 1,000 万円が限度となります。また、6 名以上でお申し込みの場合は、被保険者の同意の署名は不要です。
- a. 保険期間開始日時点被保険者の年齢が満 15 歳未満の場合
b. 被保険者の同意の署名が無い場合

行事種目区分	A 行事	B 行事	C 行事
補償項目\加入コース	A	B	C
傷害死亡保険金	650 万円		655 万円
後遺障害保険金	後遺障害の程度に応じて 650 万円～26 万円		後遺障害の程度に応じて 655 万円 ～26.2 万円
入院保険金（日額）	5,000 円		
手術保険金	入院保険金日額の「5 倍（入院中以外の手術）または 10 倍（入院中の手術）」		
通院保険金（日額）	2,500 円		
1 名あたり掛金	60 円	250 円	450 円
内訳 保険料/事務運営費	40 円/20 円	203 円/47 円	407 円/43 円

* 掛金には上記のような保険料と事務運営費が含まれています。詳細は国公共済会へお問合せください。

★日帰り行事区分・種目表

行事区分	日帰り行事種目
A 行事	会議、会合、定期大会、オルグ活動、メーデー、ボウリング、ソフトボール、テニス、ハイキング パーベキュー、地引き綱（観光客を対象とする程度のもの）
B 行事	軟式野球（準硬式を含む）、運動会、アスレチック、マラソン、納涼船、陸上競技、スケートボード、魚釣り（船を利用しないもの）、サイクリング
C 行事	サッカー大会、スキー、スケート、スノーボード、ラグビー、硬式野球、ハンドボール、バスケットボール

* 上記以外の行事は、国公共済会ホームページ「行事一覧」を参照、または「国公共済会」までお問合せください。

国内旅行 ・国内旅行傷害保険 （賠償責任危険担保特約セット）

■加入コースの選び方のご注意

加入申込者
組合

- 保険期間（保険のご契約期間）はご出発当日を含めて数えます。たとえば「10 月 1 日より 10 月 7 日までの旅行」の保険期間は、「6 泊 7 日まで」となります。
- 次のいずれかに該当する場合には、「他の保険契約等」*1 と合算して死亡・後遺障害保険金額が 1000 万円を超える契約はできません。
- ・ 保険の対象となる方の年齢が始期日時時点で満 15 歳未満の場合
 - ・ 保険の対象となる方の同意がない場合（ご契約者＝保険の対象となる方の場合をのぞきます。）
- *1 この保険契約以外にご契約されている、この保険契約と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約のことをいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。

旅行日程	1 泊 2 日まで	3 泊 4 日まで	6 泊 7 日まで	13 泊 14 日まで	1 か月まで
補償項目\加入コース	D	E	F	G	H
傷害死亡保険金	428 万円				
後遺障害保険金	後遺障害の程度に応じて 428 万円～17.12 万円				
入院保険金（日額）	5,000 円				
手術保険金	入院保険金日額の「5 倍（入院中以外の手術）または 10 倍（入院中の手術）」				
通院保険金（日額）	2,000 円				
賠償責任保険 （自己負担額 0 円）	3,000 万円				
1 名あたり掛金	300 円	400 円	500 円	700 円	1,100 円
内訳 保険料/事務運営費	278 円/22 円	334 円/66 円	389 円/111 円	546 円/154 円	890 円/210 円

* 掛金には上記のような保険料と事務運営費が含まれています。詳細は国公共済会へお問合せください。

●日帰行事（特殊な団体傷害保険[行事参加者の傷害危険担保特約]） ・国内旅行傷害保険 保険金の種類と内容●

※ケガを被ったとき既に存在していた身体の障害または病気の影響によって、ケガの程度が重大となった場合、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額を支払います。※特殊な団体傷害保険（行事参加者の傷害危険担保特約）においては、ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外來性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。※国内旅行傷害保険においては、ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外來性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。※「日本国内旅行中」とは日本国内において、旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行行程中」をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は保険の対象となる方が居住している戸室をいいます。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない主な場合
傷害死亡保険金	申込書等に記載の行事参加中または日本国内旅行中の「急激かつ偶然な外来の事故」によりケガをされ、特殊な団体傷害保険（行事参加者の傷害危険担保特約）においては、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、国内旅行傷害保険においては、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合（事故により直ちに死亡された場合を含みます。）	死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ●既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	下記が原因であるケガや下記の症状の場合には保険金をお支払いできません。 ①ご契約者、保険の対象となる方の故意または重大な過失によるケガ ②保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ（その方が受け取るべき金額部分） ③けんかや自殺行為・犯罪行為によるケガ ④無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ ⑤脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ ⑥妊娠、出産、早産、流産によるケガ ⑦外科的手術その他の医療処置（保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。）によるケガ ⑧地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ⑨戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によるケガ* ⁸ ⑩核燃料物質の有害な特性等による事故によるケガ ⑪ピッケル・アイゼン等の登山用具を使用する山岳登山、職務以外での航空機操縦、ボブスレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗等の危険な運動中のケガ（国内旅行傷害保険において、特別危険担保特約セットし、これらの運動等に対応する割増保険料を払い込みいただいた場合は、保険金のお支払対象となります。） ⑫自動車等の乗用具を用いての競技・試運転・競技場でのフリー走行等を行っている間のケガ ⑬むちうち症、腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの 等
傷害後遺障害保険金	申込書等に記載の行事参加中または日本国内旅行中の「急激かつ偶然な外来の事故」によりケガをされ、特殊な団体傷害保険（行事参加者の傷害危険担保特約）においては、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害* ¹ が生じた場合、国内旅行傷害保険においては、その直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害* ¹ が生じた場合	後遺障害* ¹ の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額に4%～100%の割合を乗じた額をお支払いします。 ●保険期間を通じて合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
傷害入院保険金	申込書等に記載の行事参加中または日本国内旅行中の「急激かつ偶然な外来の事故」によりケガをされ、特殊な団体傷害保険（行事参加者の傷害危険担保特約）においては、医師等の治療* ² を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合、国内旅行傷害保険においては、その直接の結果として入院* ³ された場合。	入院保険日額に入院* ³ した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。 ●事故の発生の日からその日を含めて180日（支払対象日数）を経過した後の入院* ³ に対しては、入院保険金はお支払いできません。 ●支払対象となる「入院日数」は、180日（支払限度日数）を限度とします。 ●入院保険金の支払を受けられる期間中にさらに入院保険金の支払原因となるケガをされた場合においても、重複しては入院保険金を支払いません。	
傷害手術保険金	申込書等に記載の行事参加中または日本国内旅行中の「急激かつ偶然な外来の事故」によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において、その治療* ² を直接の	入院保険金日額に次の倍率を乗じた額をお支払いします。 ①入院中に手術* ⁴ を受けた場合：入院保険金日額の10倍 ②上記以外で手術* ⁴ を受けた場合：入院保険金日額の5倍	

	目的として手術*4を受けられた場合	●1 事故に基づくケガに対して上記①②の両方の手術*4を受けた場合には、10 倍となります。 ●1 事故に基づくケガについて、1 回の手術*4に限ります。	
傷害通院保険金	申込書等に記載の行事参加中または日本国内旅行中の「急激かつ偶然な外来の事故」によりケガをされ、特殊な団体傷害保険（行事参加者の傷害危険担保特約）においては、医師等の治療*2を必要とし、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に通院*6された場合、国内旅行傷害保険においては、その直接の結果として、通院*6された場合	通院保険金額に通院*6した日数（実日数）を乗じた額をお支払いします。 ●事故の発生の日からその日を含めて180日（支払対象日数）を経過した後の通院*6に対しては、通院保険金はお支払いできません。 ●支払対象となる「通院日数」は、90日（支払限度日数）を限度とします。 ●通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギプス等*7を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 ●入院保険金が支払われるべき期間中の通院に対しては、通院保険金を支払いません。 ●通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに通院保険金の支払原因となるケガをされた場合においても、重複しては通院保険金を支払いません。	
賠償責任保険金 (国内旅行傷害保険のみ)	日本国内旅行中の偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の財物（宿泊施設の客室・客室内動産〔客室外におけるセーフティボックスおよび客室のキーを含みます。〕を含みます。）を壊したりして損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合。	損害賠償金の額をお支払いします。 ●1 回の事故について、賠償責任保険金額を限度とします。また、訴訟費用、損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、緊急措置に要した費用等もお支払いできることがあります。 ●国内での事故（訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。）に限り、示談交渉は原則として弊社が行います。 ●弊社の直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合、相手方へ損害賠償請求を行う場合等には、弊社は相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。 ●損害賠償責任の全部または一部を承認するときは、あらかじめ弊社にご相談ください。 ●他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。	下記に対しては保険金をお支払いできません。 ①ご契約者または保険の対象となる方の故意による損害賠償責任 ②職務の遂行に直接起因する損害賠償責任（仕事上の損害賠償責任） ③受託品に対する損害賠償責任（宿泊施設の客室に与えた損害はお支払いの対象となります。） ④車両（ゴルフカート、レンタカーを含みます。）、原動機付自転車、航空機、船舶（モーターボートを含みます。）、銃器（空気銃を除きます。）の所有・使用・管理に起因する損害賠償責任 ⑤同居の親族*9および旅行行程を同じくする親族*9に対する損害賠償責任 ⑥保険の対象となる方の心神喪失に起因する損害賠償責任 等

*1、治療*2の効果が医学上期待できない状態であって、保険の対象となる方の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。 *2、保険の対象となる方以外の医師等が必要であると認め、保険の対象となる方以外の医師等が行う治療をいいます。 *3、自宅等での治療*2が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師等の管理下において治療に専念することをいいます。 *4、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術※傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 ②先進医療*5に該当する所定の手術 *5、「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。）をいいます（詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください。）。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません（保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。）。 *6、病院もしくは診療所に通い、または住診により、治療*2を受けることをいいます。ただし、治療*2を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。 *7、ギプス・キャスト、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTB キャスト、PTB プレース、線副子等およびハローベストをいいます。 *8、特殊な団体傷害保険（行事参加者の傷害危険担保特約）においては「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」、国内旅行傷害保険においては、「戦争危険等免責に関する一部修正特約」がセットされているため、テロ行為によるケガはお支払いの対象になります。 *9、6親等以内の血族、配偶者*10または3親等以内の姻族をいいます。 *10、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます（以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚姻とは異なります。）。 ①婚姻意思*11を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること *11、戸籍上の性別が同一の場合は、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

●事故連絡はお早めに●

傷害事故の場合

- 万一、事故にあったときは、30日以内に東京海上日動安心110番または桜保険事務所までご連絡ください。
日時、場所、状況等の詳細をお伺いいたします。
必要書類については東京海上日動火災保険株式会社より個別にお送りいたします。

賠償責任事故の場合

- 万一、賠償責任事故が発生したときは、まず負傷者に対する救護など、必要な処置を取り、速やかに東京海上日動安心110番または桜保険事務所にご連絡ください。
また、事前に引受保険会社に相談せずに賠償金を支払ったり、賠償額などの話をしても、その一部あるいは全額について保険金が支払われない場合があります。

行事の中止・延期の場合

「加入申込書」による行事が、天候不順やその他の都合で中止・延期した場合は、行事開催予定日時までに「行事・旅行保険中止・延期報告書」に中止・延期の理由を記入し、「国公共済会」へ報告してください。
また、延期の場合は、延期予定日も明記してください。
中止の場合で報告がない場合は、行事は開催したこととなり、保険料の払戻ができませんのでご注意ください。

付帯サービス

デイリーサポート

法律・税務・社会保険に関するお電話での相談や
毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

自動セット

- ① ご相談の対象、受付時間等サービスの詳細については、専用チラシをご参照ください。
- ② サービスの内容は変更・中止となる場合があります。
- ③ 一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。
また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。
※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。
※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問合せください。

お問い合わせは

事故にあったとき

◇事故受付センター（東京海上日動安心110番）
TEL: 0120-720-110（受付時間：24時間365日）

※日本国家公務員労働組合連合会の行事・旅行保険
に加入しているとお伝えください。

代理店桜保険事務所

東京都西東京市田無町 3-2-17

TEL: 042-465-3177

FAX: 042-461-0366

受付時間: 平日 9:30～17:30

申込、保険料の送金、行事中止延期の場合

国公共済会

東京都港区西新橋 1-17-14

西新橋エクセルアネックスビル 4F

TEL: 0120-88-9031（携帯電話からは 03-3580-2881）

FAX: 03-3580-2885 メール: info@k-kyosai.jp

受付時間：平日 9:00～17:30

東京海上日動火災保険株式会社

www.tokiomarine-nichido.co.jp

24T-002142 2025年2月作成